

第10回ロンドン・アクション・プラン定期会合 (LAP 10 Tokyo) 及び 特定電子メール法の執行について

平成26年10月9日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 消費者行政課

ロンドン・アクション・プラン（LAP）の概要

ロンドン・アクション・プランの概要

- ロンドン・アクション・プラン(LAP)は、2004年11月、ロンドンにおいて開催された「スパム対策執行に関するワークショップ(米国連邦取引委員会(FTC)と英国公正取引庁(OFT)が共催)」に参加した15カ国19機関が迷惑メール対策機関同士の情報交換等を行うことで合意し、定期会合の開催等を通じ連携を図っているマルチ会合。
- スパム法執行機関相互の意思疎通や協調、官民対話の促進を目的とし、28か国46の行政機関、12か国28の民間機関、4か国5のオブザーバが参加。
- 2005年以降、年1回程度の定期会合が持たれている。

メンバー国・地域

オーストラリア	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ
中国	キュラソー	デンマーク	フィンランド	ハンガリー
アイルランド	日本	ラトビア	リトアニア	マレーシア
メキシコ	ニュージーランド	ナイジェリア	ノルウェイ	ポルトガル
韓国	スペイン	スウェーデン	スイス	台湾
オランダ	英国	米国		

(注:その他、フランス、ドイツ、ロシアは民間機関のみ加盟)

これまでの開催地

第1回	2005年10月	ロンドン	第2回	2006年11月	ブリュッセル	第3回	2007年10月	ワシントン
第4回	2008年10月	ウィースバーデン	第5回	2009年10月	リスボン	第6回	2010年10月	メルボルン
第7回	2011年10月	パリ	第8回	2012年10月	ロンドン	第9回	2013年10月	モンリオール
第10回	2014年10月	東京						

事務局

米国(連邦取引委員会)、カナダ(産業省)、英国(公正取引庁)、日本(総務省)ほか

第10回ロンドン・アクション・プラン東京会合（LAP 10 TOKYO）の結果について

- 平成26年10月7日から9日まで、迷惑メール対策に関する各国の規制機関及び関係団体の参加を得て、第10回ロンドン・アクション・プラン定期会合を東京で開催。
- 1日目及び2日目に、迷惑メール対策について議論。
- Anti-Spam Library（各国の関係機関が相互に参照可能な迷惑メール対策に関するポータルサイト）の構築を含む、迷惑メール対策の取組強化等を内容とする東京宣言を採択。
- 東京宣言の採択を受け、Anti-Spam Libraryを通じた迷惑メール対策関係施策の周知啓発及び迷惑メール対策に関する情報交換等の国際連携の強化を推進。

【日 時】 平成26年10月7日（火）から9日（木）までの3日間

【場 所】 京王プラザホテル42階「高尾」

【参加国】 オーストラリア、カナダ、中国、香港、インドネシア、韓国、リトアニア、オランダ、ニュージーランド、シンガポール、台湾、南アフリカ、米国、日本など14の国・地域から約40名が参加

【結 果】

- ・1日目及び2日目は、迷惑メール対策について、3日目は、Do Not Call（迷惑電話等）について議論。
- ・日本からは、迷惑メール対策に関する取組のほか、情報通信分野の消費者行政やセキュリティ対策に関する取組の紹介を行った。
- ・2日目の午後、総務省から提案したAnti-Spam Library（各国の関係機関が相互に参照可能な迷惑メール対策に関するポータルサイト）の構築を含む、迷惑メール対策の取組強化等を内容とする東京宣言を全会一致で採択した。
- ・東京宣言では、LAPを通じた活動の有効性も再確認され、日本には、アジア地域のLAP非加盟国に対するLAPへ参加の呼びかけ等の活躍が期待された。



Anti-Spam Libraryの概要

<Anti-Spam Library>

迷惑メール対策に関する情報を集約したポータルサイト。

将来的に、ロンドン・アクション・プラン加盟各国ごとに同様のポータルサイトを構築し、各国の関係機関が相互に参照可能となる運用を目指す。

HOME

LAP10TOKYO

Anti-Spam Library

日本語



Anti-Spam Library webpage
のトップページ

Legal System Concerning Spam

Main LAW

- ▶ [Overview of Japanese Anti-Spam Law](#)
- ▶ [Act on Regulation of the Transmission of Specified Electronic Mail](#)
- ▶ [Ordinance for Enforcement of the Act on Regulation of the Transmission of Specified Electronic Mail](#)
- ▶ [Ordinance that establishes transmission methods subjected to the Act on Regulation of the Transmission of Specified Electronic Mail \(Japanese only\)](#)
 - Two transmission methods are established in this ordinance. One is SMTP. Another one is SMS.

Law Interpretation

- ▶ [Guidelines Concerning the Transmission, Etc. of Specified Electronic Mail](#)

Enforcement

- ▶ [MIC's website concerning Anti-Spam\(Japanese only\)](#)
- ▶ [Anti-Spam Consultation Center](#)
- ▶ [Outcomes of the Law Enforcement](#)
- ▶ [Application of Penal Provisions of Japanese Anti-Spam Law](#)

Statistics

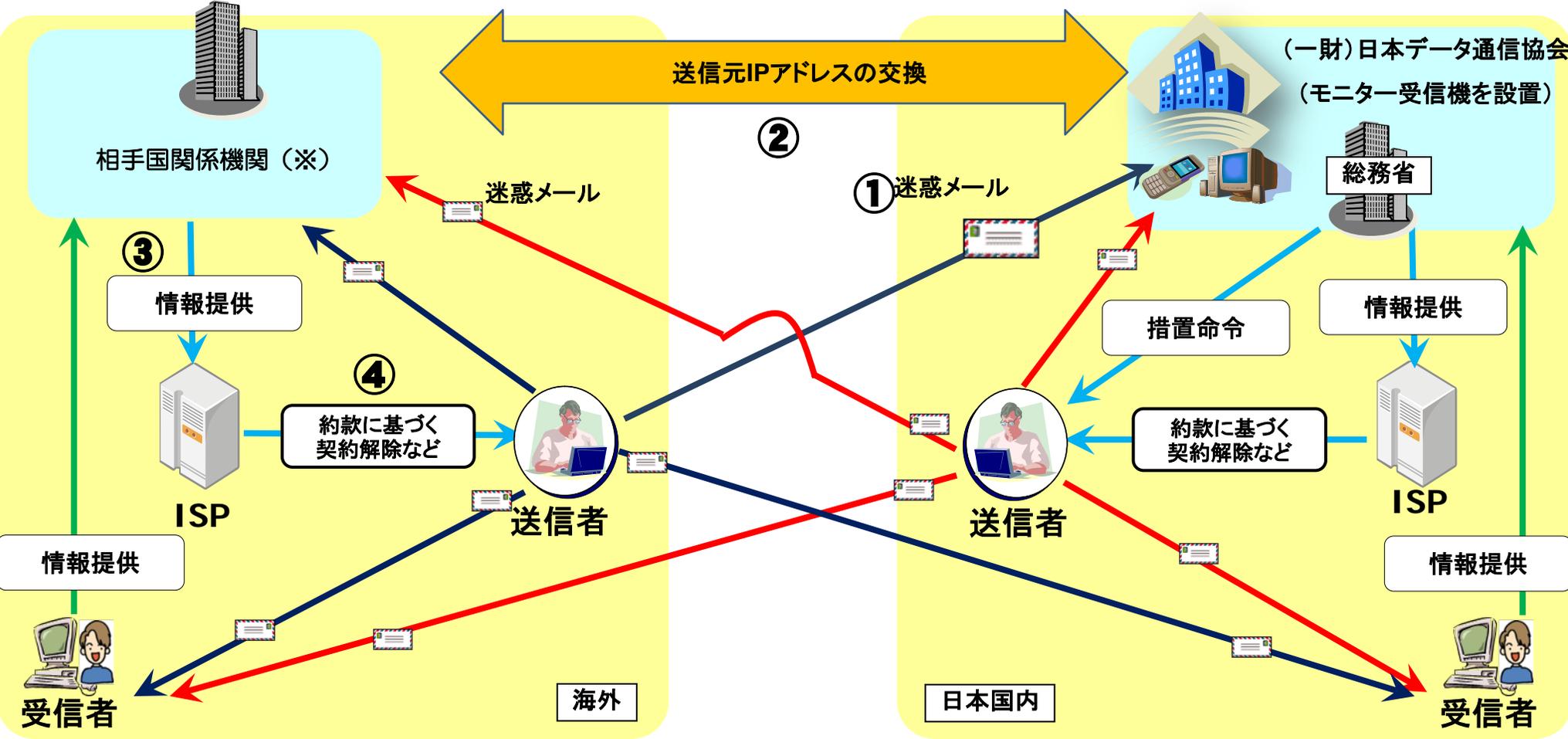
- ▶ [Spam Volume Trends in Japan](#)

Technical Measures

Outbound Port 25 Blocking(OP25B)

- ▶ [About OP25B](#)
- ▶ [Effect of OP25B in Japan](#)

海外関係機関との迷惑メールの送信元情報の交換について

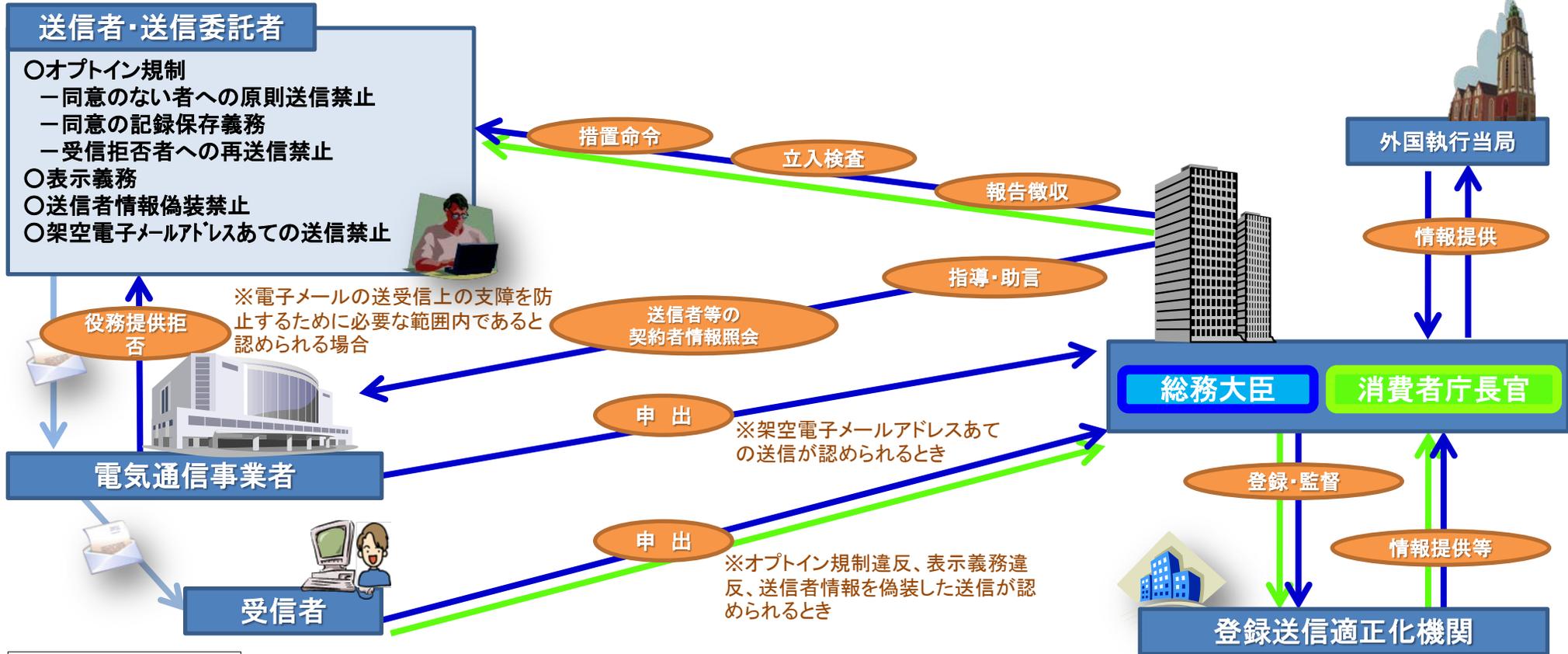


- ① (一財)日本データ通信協会のモニター受信機で海外の送信者からの迷惑メールを受信
- ②提供された迷惑メールの送信元IPアドレスを分析し、送信元IPアドレスを相手国関係機関に提供
- ③送信元のISPにIPアドレスを提供
- ④送信元ISPにおいて、送信者との契約解除などの措置

※平成26年10月現在、中国インターネット協会（ISC）、香港電気通信管理局（OFTA）、台湾通信放送委員会（NCC）、韓国情報保護振興院（KISA）、ベトナムコンピューター緊急対応チーム（VNCERT）との間で交換を実施。

「特定電子メール法」の概要

※特定電子メールの送信の適正化に関する法律(平成14年法律第26号)



主要な罰則

送信者情報を偽った送信

1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人重課：3000万円以下の罰金）
※総務大臣及び内閣総理大臣による命令の対象ともなる

架空電子メールアドレスあて送信
(電子メールの送受信上の支障を防止する必要があると総務大臣が認めるとき)

受信拒否者への送信

表示義務違反

同意のない者への送信

総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金（法人重課：3000万円以下の罰金）

同意の記録義務違反

総務大臣及び内閣総理大臣による命令。命令に従わない場合、100万円以下の罰金（法人重課：100万円以下の罰金）

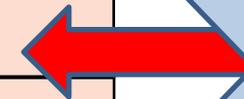
過去の警告数・措置命令件数（特定電子メール法）

○ オプトアウト規制の下では、6年間で6件の措置命令件数であったが、オプトイン規制が導入されて以降は、6年間で38件の措置命令が実施されている。

年度	警告メール	措置命令
2002～2007	—	6
2008	1,147	0
2009	5,987	6
2010	6,191	7
2011	5,025	10
2012	5,495	8
2013	4,060	7
2008～2013 Total	27,905	38

2008年12月

オプトイン規制導入



特定電子メール法の罰則の適用状況

特定電子メール法第5条(送信者情報偽装)違反

年	件数
2006	2
2007	1
2008	1
2011	1
2013	1

平成26年9月5日
被疑者逮捕の報道

措置命令(行政処分)違反
での罰則の適用は、
特定電子メール法施行後
初！

特定電子メール法第7条に基づく措置命令(行政処分)違反

年	件数
2014	1

○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）

(送信者情報を偽った送信の禁止)

第五条 送信者は、電子メールの送受信のために用いられる情報のうち送信者に関するものであって次に掲げるもの（以下「送信者情報」という。）を偽って特定電子メールの送信をしてはならない。

- 一 当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス
- 二 当該電子メールの送信に用いた電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号

(措置命令)

第七条 総務大臣及び内閣総理大臣（架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信に係る場合にあっては、総務大臣）は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第三条若しくは第四条の規定を遵守していないと認める場合又は送信者情報を偽った電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしたと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であって、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があると認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定に違反した者
- 二 第七条の規定による命令（第三条第二項の規定による記録の保存に係るものを除く。）に違反した者

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十四条 三千万円以下の罰金刑
- 二 第三十三条、第三十五条又は前条 各本条の罰金刑

☆ 行政でできること・やるべきこと

☆ 民間でできること・やるべきこと

ご静聴ありがとうございました。